

平成17年第2回訓子府町議会臨時会会議録

議事日程(第1日目)

平成17年4月28日(木曜日)

午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名(2名)
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第28号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算(第1号) について
- 第 6 議案第29号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（14名）

1番	田中	與士信	君	2番	上原	豊茂	君
3番	小坂	正利	君	4番	渡邊	易右工門	君
5番	佐藤	静基	君	6番	橋本	憲治	君
7番	柴田	喜八	君	8番	大坪	勝廣	君
9番	高橋	徳男	君	10番	渡邊	守彦	君
11番	山本	朝英	君	12番	小林	一甫	君
13番	松浦	啓博	君	14番	安藤	義昭	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深見	定雄	君
助	役	宮川	伊三男	君
総務課	長	山田	日出夫	君
企画財政課	長	佐藤	正好	君
町民課	長	山川	栄二	君
福祉保健課	長	佐藤	純一	君
農林商工課	長	山内	啓伸	君
建設課	長	竹村	治実	君
水道課	長	竹村	治実	君
施設車両課	長	小田	藤夫	君
教育	長	小野	茂	君
管理課	長	平塚	晴康	君
社会教育課	長	佐藤	明美	君
監査委員		四十物	義雄	君
農業委員会事務局	長	菅野	宏	君
出納室	長	菊池	一春	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	小野	良次	君
議会事務局	係長	今田	和則	君

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さんおはようございます。定刻になりました。ただいまから平成17年第2回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

議会運営委員長の報告

議長（柴田喜八君） 安藤議会運営委員長から、本日の議会運営について報告をいただきます。

議会運営委員長（安藤義昭君） 議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日午前9時30分から議会運営委員会を開催いたしまして、平成17年第2回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

議件につきましては、町長提案で3件でございます。行政報告につきましては2件、会期につきましては、本日1日間ということになります。

なお、議事日程等につきましては、お手元に配布してあるとおりでございます。

以上のとおり決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

なお、先にそれぞれ各議員に議長から大谷水系にかかわっての、それぞれ説明会開催についてのご案内があったと思いますけども、これにつきましては、1企業等の申し入れがありまして、これにつきまして議会運営委員会で取り上げる取り上げないの、それぞれの協議をいたしました結果、この水系につきましては、今回の訓子府石灰工業の大谷地域の鋼体の新規開発に伴っての現在あるところの向かい側の道路1本挟んで、向かい側の鋼体ということで、場所が変わるため水系の変動があった場合にというようなことも心配されるんでないだろうかということで、訓子府石灰株式会社の方から30分程度のご説明をしたいということで申し入れがありました。従って、協議をした結果、今議会終了後、委員会室において全議員に対して、ご説明をするということになりましたので、その点、ご了承いただき、ご含みの上よろしくお願いをいたします。

以上に基づいて、それぞれご報告を申し上げ終了させていただきます。

議長（柴田喜八君） はい。ご苦労さまでした。

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 本日の出欠を報告いたします。本日は全議員の出席であります。なお、白崎教育委員長、鳥山農業委員会会長、久原選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（柴田喜八君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本臨時会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、

印刷の上、お手元に配付のとおりであります。なお、本臨時会に町長から提出されております案件につきましては、議案が3件であります。

以上であります。

議長（柴田喜八君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（柴田喜八君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、9番、高橋徳男君、10番、渡邊守彦君を指名いたします。

会期の決定

議長（柴田喜八君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決定しました。

行政報告

議長（柴田喜八君） 日程第3、深見町長から行政報告がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長（深見定雄君） 本日、平成17年第2回臨時町議会をご召集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

本日は、平成17年度一般会計補正予算、町税条例の一部改正、平成16年度一般会計補正予算に係る専決処分の承認について提案させていただいております。

平成17年度一般会計補正予算は、あさひ野団地土地代金返還均等、総額150万2,000円の追加補正を提案させていただいております。

町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴う国民健康保険税の賦課や個人町民税の非課税範囲などを改正しようとするものでございます。

また、平成16年度一般会計補正予算に係る専決処分につきましては、寄付金及び社会資本整備基金積立に伴うものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本臨時町議会召集のご挨拶といたします。

引き続きまして、お手元に配付させていただいております行政報告を申し上げます。

はじめに、ふるさと銀河線の存続問題についてでございますが、ふるさと銀河線の存続問題につきましては、3月27日に北見市で開催された「北海道ちほく高原鉄道株式会社」の第84回取締役会において、鉄道事業の廃止と、これを議案とする臨時株主総会の開催が決定されたところでありますが、今月17日に、この決定に基づく同社の臨時株主総会

が北見市で開催され、会社としての最終結論が出されましたので、ご報告申し上げます。

臨時株主総会においては、多くの個人株主から「会社は赤字圧縮に十分努力している。経営責任は会社ではなく、それを任せた自治体にある。取締役である北海道と沿線市町の首町は、議会の議決を得た上で廃止の提案をすべきである。」という意見や経営譲渡の検討すべきという意見などが出されましたが、廃止の提案は取締役個人の責任において取締役会で決定すべきものであり、また、経営譲渡は提出議案と関係しないとして却下されました。

最終的に「経営譲渡の検討を付帯決議すべき。」という動議と「審議は尽くされたので質疑を打ち切り、採決すべき。」という動議2件が出され、経営譲渡の件については、賛成少数で否決。鉄道事業廃止の提案については、賛成多数で可決されました。

ふるさと銀河線につきましては、平成元年に国鉄から引継ぎ、沿線住民の大切な足として、多くの皆さまに愛され、ご利用いただきましたが、近年の少子高齢化による利用者の減少と国の低金利政策の影響による経営安定化基金の運用益の激減という現状から、断腸の思いではありますが、廃止されることが決定されました。

以上により、ふるさと銀河線は、遅くとも平成18年4月に廃止されることが確定しましたので、今後は沿線住民に納得いただけるようなバス運行の実現に向け、検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、消防費指定寄付金についてでございます。3月31日、消防費指定寄付金がありましたのでご報告申し上げます。

仲町にお住まいの会社役員坂井悠紀様が訪問され「消防事業に役立ててください。」と200万円のご寄付をされました。

これは、坂井様が長年にわたり訓子府消防団長として消防団の発展に寄与されている功績が高く評価され、3月4日消防長官表彰を受賞されたのを記念してのご寄付でございます。

坂井悠紀様のご厚意に心から感謝申し上げますとともに、寄付金につきましては、社会資本整備基金に積み立て有効に活用することとし、本臨時町議会に補正予算の専決処分の承認を提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ただいまの行政報告に対して、若干の時間質疑することを許します。質疑は1人2回に制限いたします。ご質疑ございませんか。

13番、松浦啓博君。

13番（松浦啓博君） ふるさと銀河線の関係について若干お尋ねをしたいんですが、ただいま廃止ということでの報告をいただきましたけれども、今後、このバス転換をする上において、たぶん別会社と言うか、あるいはまた各市町村の関係町村の組織づくりを新たにやらなければならないだろうと思うんですけども、そういう考え方で現在進んでいるのかどうかお尋ねしたいのが、まず1点。

それから今後の問題なると思いますけども、廃止をしたとすれば、鉄道の用地等の今後のその使用目的と言うか、そういったものはどうなのか。廃線後、近隣の必要な方々が

るとすれば、払い下げるとか、そういったことも考えておられるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま銀河線の存続問題に関しまして、2点のご質問いただきました。

まず、バス協議の今後の考え方なんですけれども、現在のところ、会社あるいは北海道運輸局が主催になるわけなんですけれども、それに北海道と沿線の市、町、それとバス会社等が入りまして、地元協議会というのが開催されます。今のところ予定としては、6月の上旬に地元協議会を開催するということまでは確定をさせていただきます。今後、具体的なバスの運行业者をどういうふうにするかというようなことも、その中で進められていくかと思えますけれども、北見・置戸間、あるいは足寄・帯広間につきましては、既存のバス会社がございまして、そうしたところが中心に選定されていくんでなかろうかということはあるかと思えます。なお、陸別前後の扱いがどうなるかということが、この地元協議会で大きな焦点になるのかなと考えております。

それと2点目の鉄道の跡地利用の考え方についてでございますけれども、最終的に廃止になったあとにつきましては、当然民間に個人に処分できるものについては、処分していくようなことが基本になろうかと思えます。あとその公共的な施設と言うんですか、駅舎の関係ですとか、あるいは線路そのものの扱いについては、今後、取締役会等で協議した中で、最終的には株主総会等でご決定をいただいて、具体的に進めてまいるといことになるかと思えます。

以上でございます

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

はい。13番、松浦啓博君。

13番（松浦啓博君） これからのことですからちょっとわかりませんが、いずれにしても運輸局と各市町村が、いろいろと協議をして、また、バスに関係においては決めるということですから、その辺は今後の成り行き見ないとわからないのですが、たぶんそういう組織の中で、既存の鉄道の廃線後の処理の関係も出てくるのかなと思うのですが、一部のところでは、そういうその廃線後の用地をサイクリングロードですか、そういうような形で利用するというような市町村もあるわけなんですけれども、そういうことも含めて、今後考えながら有効利用も含めて考えながら進んでいくのか、その辺はどうなっているんですか。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま廃線後の処理と言うか、跡地利用の関係でのお尋ねをいただきました。先ほど申しました北海道運輸局主催の地元協議会というところでは、この鉄道に関する跡地の関係の協議というのは一切なされません。あくまでもバス転換についての協議する場だということで、ご理解をいただきたいと思えます。なお、廃線後の跡地利用。例えば、例をあげてサイクリングロードというお話でございましたけれども、こういった部分につきましても、当然会社としての判断というものも出てきますし、沿線1

市6町での首町等を中心にした協議の中で、一定程度方向性が出されるものと考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） ほかにござひますが、

はい。以上をもって行政報告を終了いたします。

議案第30号

議長（柴田喜八君） 日程第4、議案第30号 専決処分の承認を求むることについてを議題といたします。議案書14ページです。提出者からの提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第30号について、説明申し上げます。議案書の14ページをお開きください。

議案第30号 専決処分の承認を求むることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求むるものであります。この専決処分の内容につきましては、議案書16ページ以降の専決処分書のとおりであります。平成16年度の訓子府町一般会計補正予算について、急施を要したため専決処分をしたものであります。

それでは専決処分書により専決処分を行った平成16年度訓子府町一般会計補正予算第11号の内容について説明いたしますので、議案書の16ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正についてであります。歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算総額を45億2,760万6千円としたものであります。なお、2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととしまして、後ほど歳入歳出予算補正事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

次に、第2条の地方債の補正についてであります。議案書18ページの第2表、地方債補正をご覧いただきたいと思ひます。まず、上の表は限度額の変更、下の表が新たに追加したものを掲載しておりますが、いずれも一般公共債の補正であり、上の表の変更2件につきましては、道営担い手畑総事業に係る一般公共事業債の充当残額に対し、財源対策債調整分として追加充当が認められたものであります。また、下の表の追加6件につきましては、それぞれの事業に含まれている過疎債、あるいは辺地債の充当残額に対し、一般公共債の財源対策債調整分として、追加充当が認められたことにより、起債限度額を変更、または追加補正したものであり、補正の総額は860万円となっております。

続きまして、歳入予算の補正内容を説明いたしますので、19ページの事項明細書をご覧いただきたいと思ひます。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

以上、専決処分を行った補正予算の内容について説明をさせていただきました。

議案第30号について、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。1人3回まで順次質疑をしてください。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） 今回の公共債の追加なんですけども、申請そのものは一般公共債だったのかどうか。例えば充当率の高い辺地債とか、過疎債とか、そういうことにならなかったのかなど。上限との関係的で、今訓子府どんな状況なのか、一つ教えていただきたい。

それからもう1点、たぶんこれ整理予算と言うか、国の地方債の発行の整理の関係でこういうふうに出てきたんだと思うんですけども、他の状況と言いますか、他町村と言いますか、そこら辺の状況ちょっとどんなふうになっているのか、教えていただきたい。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま一般公共債の追加の内容についてのお尋ねをいただいたかと思えます。今回追加補正しましたのは、基本的には、区分的には、一般公共債ということなんですけれども、その中でも財源対策債という区分に該当します。これにつきましては、元利償還金の50%が理論上交付税に算入されるという、いわば有利な起債ということになってございます。今回の補正につきましては、先程お話ししましたとおり通常の充当されたもの、例えば過疎債、辺地債であれば95%の充当ということなんですけれども、残り5%に対して、今回この一般公共債の財源対策債ということで追加されたものでございます。区分ごとに申しますと、温泉保養センターの事業費でいきますと、これは過疎債の充当残ということで、一般公共債で340万となっております。道営の事業関係につきまして、まず、畑総事業のものでいきますと東地区が、これは元々が一般公共債でしたけれども、それに充当残として10万円。西地区の畑総事業も一般公共債の追加ということで10万円がついてございます。それと柏丘2期地区農免農道の関係ですけれども、これはもとは過疎と。その充当残分として、30万円が一般公共債についてございます。それと同じく高園地区の一般農道。これにつきましても、過疎債で充当残140万に対しての一般公共債。道営訓子府北地区農道環境整備につきましては、これは辺地債になります。その充当残ということで、190万が一般公共債で今回追加しております。それと相内線の交通安全施設整備も、これも辺地債でございまして、充当残90万に対して一般公共債を起こしたと。東町の1丁目線につきましては、これは過疎債の充当残に対して50万円の一般公共債の追加ということでございます。

なお、他の市町村の状況でございますけれども、私の方にまだ近隣の情報というのの流れてきておりませんので、ちょっと今回お答えできませんのでご理解をいただきたいと思えます。

今回追加になった分につきましては、例えば過疎債で言えば、95のうちの残り5%、その全額が対象になってます。ただ、10万円単位でそれぞれ端数整理されますけれども、基本的には100%の充当になっているということで、これは辺地債も一般公共債も

同じ考え方でございます。

以上です。

議長（柴田喜八君） 1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） ちょっと確かめたいんだけど、本来から言えば、過疎債や辺地債で、充当してほしいということで申請しているものが、結果的に十分に必要な額が充当されなくて、一般公共債に変わったという性格なんでしょう。そこだけちょっと教えてください。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 基本的には、過疎債ですから当然本来100までの枠あるんですけども、国の方で過重等々を防ぐという意味で一応95%を上限として定めて、実際にはそれで運用しているということでございます。過疎債の枠が余ったときには、この分がまた過疎債として追加配分される場合もあるんですけども、今年度につきましては、過疎債の枠はないと。一般公共債の枠が余っている部分をこちらの方に振り向けていただいているということでございます。

議長（柴田喜八君） はい。ほかにございませんか。

はい。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか

（「ありません」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

議案第28号

議長（柴田喜八君） 日程第5、議案第28号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。議案書1ページです。提出者からの提案理由の説明を求めます。

助役。

助役（宮川伊三男君） 議案書の1ページになります。議案第28号 平成17年度一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は第1条にございますように、150万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ41億7,920万2千円とするものでございます。

2ページにつきましては、款項別の表でございますので、ご覧をいただくことといたしまして、3ページ以降の事項別明細書についてご説明を申し上げますけれども、今回は歳出から説明をさせていただきます。4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上が150万2千円を追加とする補正の内容でございますので、ご審議、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) はい。これより質疑を行います。1人3回まで順次質疑をしてください。

5番、佐藤静基君。

5番(佐藤静基君) 5ページの障害者と福祉事業の40万円の件でありますけれども、この40万円の出す根拠と言いますか、規模はこの程度だとか、該当者がと、そういうものがあれば、このことについてちょっと説明お願いいたします。

議長(柴田喜八君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) この補助金の基準でございますが、環境整備費補助規則の中で、公館の新築に伴う福祉環境の整備といたしましては、補助率が3分の1で、限度額は40万円という決めにござります。そのほかには、増改築を伴うような大規模な整備につきましては、限度額が30万円、増改築を伴わない整備につきましては、20万円というような基準になってござります。

議長(柴田喜八君) ほかにござりませんか。

1番、田中與土信君。

1番(田中與土信君) あさひ野団地の契約解除の申し出の関係なんですけれども、要するに高原鉄道の廃線との影響あるんですか、それちょっと聞きたいなと思います。

それからもう一つ、実郷の会館なんですけれども、もう工事終わってるんですか。この話は早い時期に出て、早く支出するというような状況になってなかったのかな、そこら辺ちょっと。

議長(柴田喜八君) 企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) ただいま2点ご質問いただいたんですけども、その1点目のあさひ野団地の契約解除に伴って銀河線との関係があるのかというお尋ねでございます。このあさひ野団地の契約につきましては、3年の間に住宅を建てない場合については、契約を解除して一回町にまた戻していただくという、そういう契約になってござります。一般的には、当初予定していた資金の関係だとか、そういったことが主な理由になっているのが現状でございますので、今回ちょっと個別の部分までの理由については、書類として出してもらっているものありませんから何とも言えませんが、銀河線の影響ということではないものと考えております。

議長(柴田喜八君) 町民課長。

町民課長(山川栄二君) 2件目の実郷の会館のご質問でございますけれども、現在、今会館の方は工事中でございます。4月12日から着工いたしまして、7月下旬完成予定で、今工事が進められているところでござります。それで今回の補正分ではござりませんが、公館設置費補助金については、当初から予算組みをしておりましたので、先般概算で300万円の補助をしたところでござります。

議長(柴田喜八君) 1番、田中與土信君。

1 番（田中與士信君） 私が言いたいのは、要するにそんなことで、そのはじめから例えば公館を設置して、しかもバリアフリーを導入するというような計画を立てているのに、なんで一括予算出して、出すことをしなかったのかなと。正直な話、そこら辺なんで分けなければならないのかなというのがちょっと不思議なんですよね。そこら辺、その役所の仕事って、そんなことで二重にも三重にも手間かけるといって、そのことにちょっと問題があるんでないかというのが1点なんですよ。

それからバリアフリーってどの程度なのか、ちょっと教えてください。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 実郷の会館の設置につきましては、昨年予算前に実郷の実践会の方から相談を受けまして、当初予算で予算組みをさせていただいたわけですが、その予算組みの時点では、具体的な建設内容等については、こちらの方で把握できない状況が実際にあったと。会館建てることは、確認ができてたんですけども、バリアフリーまで取り組むということの確認が、その時点ではできていなかったということで、年明けから、3月ぐらいだったですが、実際にバリアフリーもやるんだということでの話がありまして、それでは補正せざるを得ないなということで、新たに今回補正をさせていただいているものですので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 実郷会館のバリアフリーの内容でございますけれども、この補助基準につきましては、北海道福祉のまちづくり条例というものがございまして、この条例に定める整備基準に適合、またはこれに準ずる設備ということでございまして、実際に整備する内容につきましては、入り口付近の段差スロープ、それからホールですとか、玄関またはトイレの手すりなどでございます。

議長（柴田喜八君） はい。ほかにございませんか。

（「ありません」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「ありません」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号

議長（柴田喜八君） 日程第6、議案第29号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案書6ページです。提出者からの提案理由の説明を求め

ます。

町民課長。

町民課長（山川栄二君） 議案第29号の提案内容について、説明をさせていただきたいと思います。議案書の6ページでございます。

町税条例の一部を改正する条例の制定について、町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

記以下につきましては、別紙となっておりますけれども、改正案を7ページ以降に記載しておりますけれども、長文であり、且つ、非常に複雑なため12ページ以降の町税条例の一部を改正する条例の概要。この資料によりまして、主な改正点について説明をさせていただきたいと思います。

まず、第24条1項第2号及び改正附則第2条第3項から第6項に係ります個人町民税の非課税の範囲についてでありますけれども、改正は年齢65歳以上の者を削除する条文でありまして、年齢65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する個人町民税の非課税措置を段階的に廃止する規定でございます。この規定は、平成18年度から適用されまして、平成18年度は3分の1、平成19年度は3分の2、平成20年度からは全額とする規定でございます。

次に、項目2及び3の第63条の3第2項及び第74条の2第1項・第2項に係ります特定被災住宅用地に係る固定資産税額のおん分の申し出と、被災住宅用地の申告についてでありますけれども、これは条文が新たに追加されたものであり、被災住宅用地のうち、家屋または構築物の敷地のように寄与されている土地以外の土地について震災等に基づく避難指示等の期間が翌年度に及ぶときには、被災年度の翌年度から避難指示等の解除後3年度まで各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと町長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置の地方税法の規定を適用するものであります。

次に、項目4から6までにつきましては、国民健康保険税にかかる税率の改正規定であります。

項目4の第142条・第153条に係る国民健康保険税及び介護納付金の課税額の引き上げにつきましては、賦課限度額を国で定める限度額まで引き上げるものでありまして、国民健康保険税の課税額は52万円から53万円。それから、介護納付金の課税額は7万円から8万円に引き上げるものであります。

項目5、6の第145条・第145条の2に係る国民健康保険税の均等割額、平等割額につきましては、平準化制度をクリアするための改正でありまして、均等割額につきましては、現行2万9千円を3万円に、平等割額につきましては、3万円を3万1千円にそれぞれ引き上げをさせていただくものでございます。

次に、項目7の附則第8条第1項に係ります肉用牛の売却に係る町民税の課税の特例につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例。いわゆる免税牛の課税の特例の適用期間を現行が、平成18年度までとなっておりますのを平成21年度まで3年間延長するものでございます。

次に、項目 8 の附則第 15 条の 2 第 6 項・第 8 項に係る特別土地保有税の課税の特例についてでありますけれども、特別土地保有税の徴収猶予制度について、土地の有効利用の促進と徴収猶予の早期処理が可能となるように見直しをするものでありまして、現行の猶予期間の終期の到来後、延長期間を最大で 10 年間に制限し、または特例譲渡に係る一定の土地の納税義務の免除要件を譲渡するための公募のあったこととすることに計画変更の見直しを 1 回から 2 回に改正するための関係条文の整理でございます。

次に、項目 9 の附則第 16 条の 4 第 1 項第 2 号の土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例についてでありますけれども、これは短期譲渡所得に係る条文の整理でございます。

次に、項目 10 の附則第 19 条第 2 項の株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例についてでありますけれども、これは証券取引所に上場されている株式で上場等の日において、所有期間が 3 年を超える株式を同日以後 1 年以内に証券業者への売り委託等により譲渡した場合の当該譲渡による譲渡所得等の課税の特例を廃止するための条文の整理でございます。

次に、項目 11 の新条例附則第 19 条の 2 の特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例については、新たに条文を加えるものでございます。これは、特定管理株式が株式として価値を失ったことによる損失が生じた場合とする一定の事実が発生したときは、当該事実が発生したことは、特定管理株式の譲渡したと当該損失の金額は当該特定管理株式の譲渡したことにより生じた損失とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することができるものとする改正でございます。

次に、項目 12 の附則第 19 条の 6 第 7 項の特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例でありますけれども、特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例について、特例の対象となる特定株式の取得期間を 2 年間延長する規定でございます。

次に、項目 13 につきましては、地方税法等の改正に伴う対応条項番号のずれ等の整理でありますので、説明はご省略をさせていただきたいと思っております。

以上が改正する条例の概要でありますけれども、これのほとんどが地方税法の改正に伴うものでございまして、その中で特に本町の町民に直接関係する改正条文につきましては、項目 1 の個人町民税の非課税の範囲、それから項目 4、5、6 の国民健康保険税の改正、並びに項目 7 の肉用牛の売却に係る町民税の課税の特例の 5 つの項目が該当するというふうに思っております。

続きまして、附則でありますけれども、議案書の 9 ページをお開き願います。

附則第 1 条は、この改正法の施行日についての規定であります。この条例は交付の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用することとしております。ただし書きとして、次の各号に定めるものにつきましては、各号に定める日としております。

第 1 号に係る改正規定は、平成 18 年 1 月 1 日から施行することとし、第 2 号の改正規定につきましては、平成 17 年 3 月 7 日の施行としております。

第 1 号、第 2 号に係ります説明につきましては、議案書を戻りますけれども、12 ページ、

13ページの改正の主な内容欄にカッコ書きで適用年月日を入れておりますので、それぞれご覧をいただくこととしまして、説明を省略させていただきたいと思っております。

附則第2条から第4条につきましては、改正規定に関する経過措置でありますので、主なものにつきましては、条例の概要の中で説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

以上、議案第29号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。1人3回まで順次質疑をしてください。
2番、上原豊茂君。

2番（上原豊茂君） 今、条例の関係で非常に町民に関係のあることという指摘ございましたけれども、項目1、4、5、6という中で具体的な健康保険税に関しては、具体的に数字がどれだけ上がるという明記がされております。

それぞれの項目において、改正されることによって、例えば項目1においてはどの程度の税額予測がされているのか、また4、5、6それぞれについて、4については対象者か限度額の改正対象者がどの程度いるのか、また4、5、6の中でどの程度の税の増額がされるのか、その辺についての説明をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） まず、1件目にご質問いただきました個人町民税の非課税の範囲の部分につきまして具体的な影響ということで、ご質問をいただきました。

この部分につきましては、合計所得金額125万円以下ということになりますので、ざっと今の状況を調査いたしましたところ約70世帯ぐらいが対象になるのではないかとこのように思っております。その影響額でありますけれども、これ3年間の経過措置がございますので、18年度については3分の1、19年度は3分の2、20年度から全額ということになりますので、計算をいたしました結果、平成18年度については税額で約147万円ほどの影響が出る。平成19年度は294万円、平成20年度では441万円ぐらいの影響が出てくるというふうに思っております。それから項目4の限度額の引き上げに伴います影響でございますけれども、限度額の対象となる世帯につきましては、272世帯ということで改正前の数字を申し上げますと275世帯ですから3戸ほどの程度の影響しか出てこないというふうに考えております。

それから4、5、6あわせての影響でございますけれども、この改正によりまして、総額でどの程度の影響が出るかということになるかと思いますが、現行税率で計算したものと改正案で計算したもので比較をいたしますと約620万円ほどの税額の増になると。トータルで620万円ほど税額が増えるということになるかと思っております。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

5番、佐藤静基君。

5番（佐藤静基君） 12ページの7番ですが、これは私の認識不足なんです、昭和57年度から平成18年度まで各年度の個人のそういうものがあったということで、どういう理由であったのかというのが1点と、それから3年間延長についてはどういう理由な

のか、ちょっとご説明お願いいたします。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 肉用牛の売却に係る課税の特例に関してのご質問でございますけれども、この制度につきましては、昭和57年度からずっと引き続き課税の特例が実施をされているものでございますけれども、これはいわゆる畜産振興という立場から税法上の課税の特例を適用しているということで、引き続きまた3年間、ずっと3年間ずつ延長されてきてるんですけども、今回も3年間さらに延長されるということでございます。ちなみに本町の本年度の対象となる世帯につきましては、34戸がこの特例の対象になるということでございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

はい。13番、松浦啓博。

13番（松浦啓博君） ただいまのこの項目7の肉用牛に係る町民税の課税の特例なんですけれども、昭和57年度からこういう特例処置を講じて、肉用牛の振興に寄与してきたということなんだと思うんですけども、ちょっと記憶が定かではないんですけども、たぶんこの57年度前後というのは、相当肉用牛の価格が低迷をしていた時期でなかったのかなという感じもするんですが、そういう肉用牛の価格の低迷等による関係でこの特例措置がなされたということだとすれば、現在かなりそういう部分では价格的には改善をされてきているのではないかという気もするわけです。本当にこの特例ですから通常の、ちょっと私町税条例あんまり見てないんで申し訳ないんですけども、中身わかりませんけども、普通の条例というのがまたあって、それにさらにこの特例措置がなされてるんだと思うんですけども、本当にその今の時期にこの特例措置が必要なかどうか、そういうその价格的な部分でいえば、さほどその今の状況からいえば、一時の価格低迷というようなこともないと私は見てるんですけども、その辺はどうなんですかね。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 肉用牛の動向につきましては、私も詳しいところまで承知をしていないというのが事実でございますけれども、今回のこの肉用牛の売却に係る町税の課税の特例につきましては、地方税法の改正に伴いまして、全国一律で実施をされているということでございますので、本町独自でないということでご理解をいただければというふうに思います。

議長（柴田喜八君） はい。ほかにございませんか。

はい。田中與土信君。

1番（田中與土信君） 今回の提案は地方税法の改正が基本になって、それに伴う各地方自治体の条例を改正するというところで提案をされているんですけども、各項目ごとの法改正の目的、特に町民と直接関係ないんでないかというように先ほど言われた部分について、どんなふうにちょっと考えているのか、まずそれが1点。

それから4に係わって聞きたいのんですけども、国保税の課税の分布状況が現在どのようになっているのか、どんなまとめ方してるのかわかりませんが、お示しをいただきたい。それから先ほど620万円の話出たんですけども、これは国保だけに関するものなのかど

うかちょっとわかりませんが、全体に関するものなのか、国保だけなのか、私聞きたいのは今回の改正に伴って歳入枠で増えるもの、増える金額はいくらになると。減るものがどれだけ項目別に見たらどうなるよというのを教えていただきたい。

以上です。

議長（柴田喜八君） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

先ほどの答弁をお願いいたします。

町民課長。

町民課長（山川栄二君） 先ほど何点かについての田中議員からの質問について、ご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、第1点目の今回の地方税改正の主旨と言いますか、目的と言いますか、それについての項目ごとの説明を聞きたいということでございました。それで今回の主な改正項目については、まず個人の町民税についてでございますけれども、1点目は個人町民税の所得課税の定率減税を2分の1に縮減するものでございます。この定率減税は、当時の小渕内閣による恒久的減税の一環として、当時の著しく停滞した経済活動の回復に資するため、もう1点は個人の所得課税の抜本的見直しまでの間の特例措置として、平成11年度税制改正が実施をされたところでございます。今回の縮減の内容を申し上げますと、所得税では現行20%を向上、限度額25万円が10%、限度額12万5千円に変わります。それから個人住民税では、現行15%がこれは限度額が4万円でございますけれども、7.5%、限度額が2万円にそれぞれ改正をされますけれども、実施につきましては、所得税が平成18年1月から、個人住民税は平成18年6月徴収分からというふうになってございます。なお、定率減税の条文の改正につきましては、地方税法附則第40条により行われますので、今回提出議案での改正はございませんので、その旨ご理解をお願いをしたいと思います。

2点目につきましては、年齢65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する個人住民税の非課税措置を段階的に廃止するもので、この改正は平成18年度分以後の個人住民税について適用されるものでございます。

それから3点目につきましては、個人住民税における税負担の公平や税収確保の観点から給与支払報告書の提出対象者の範囲の拡大をするものでございます。

4点目につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、期間を3年間延長するものです。

それから5点目につきましては、特定口座で管理をされております株式の無価値化による損失を株式等の譲渡損とみなす特例措置が設けられるものでございます。

6点目は、譲渡の日において3年を超える保有をしている特定株式を上場後3年以内、

または上場前に譲渡したときは、その譲渡益を2分の1に軽減する特例を2年間延長をするものでございます。

次に固定資産税でありますけれども、1件目は地震等の災害等における長期避難指示に係る被災住宅用地に対する特例措置を設け、避難指示解除後3年間まで適用を可能とするものであります。

2点目は、特別土地保有税の徴収猶予制度の見直しとしまして、徴収猶予期間を最大で10年に制限をする。2点目は免除要件の見直し。3点目は計画変更の見直しを行う規定の整備が行われたところでございます。

以上が今回の主な税制改正項目でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、課税の分布状況ということでご質問をいただきましたけれども、国民健康保険税の課税世帯でございますけれども、現在で1,282世帯、被保険者数にしまして3,473名でございます。限度額を超える世帯が、世帯数で272世帯、被保険者数で1,433名でございます。それから軽減対象となるものでございますけれども、7割軽減を受ける世帯が448世帯、被保険者数にしまして750名。それから5割の軽減対象となる世帯が38世帯、被保険者数で93名。それから2割の軽減対象となる世帯が116世帯、被保険者数で269名という内訳になってございます。

それから平成17年度に影響すると言いますか、税額等での影響額につきましては、先ほども国保税で620万円というふうに申し上げましたけれども、今回介護保険の限度額も改正することになりますので、それをあわせ介護保険の納付分が43万円の影響が出ております。あわせまして663万円税額の影響が出てくるということでございます。

あとほかの税の関係ですけれども、特に個人町民税につきましては、18年度からの影響ということになりますので、17年度中については影響が出てきませんのでご理解をいただきたいと思っております。

肉用牛につきましても、これは先ほど申し上げましたように34戸ほどが対象となるということですので、これは逆に減額になるものというふうに思っております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） はい。1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） 金額はだいたいわかりました。ちょっと具体的に聞きたいんですけども、要するに先ほど直接町民には関係ないだろうというふうに言われたのは、主に持つお金も含めて、たくさん持っている人にとっては有利な制度と言いますか、税改正と言いますかね。

それから今の国保税や介護保険も含めて考えますと、実際に庶民と言われている人たちにとっては、可処分所得が増えない中での負担増ということで、非常にバランスの悪いと言いますか、アンバランスな改正になってしまうのではないかなというように思うんですけども、そういうことになりませんかとかどうか、そこら辺ちょっと伺いたい。

それから先ほど私が聞いた国保税の関係で聞いたかったのは、上限が272戸、要するに53万円に該当する戸数が272戸ということでした。あと減免の対象が、全体として20%、それから70、50それぞれの戸数が報告になりました。できれば53万円が2

70人というのわかりましたけども、50万円から53万円のいわゆるその間ですよ。それはちょっとどんなふうな分布状況になっているのかと。40万円から50万円までがどんなふうになっているのかと。30万円から40万円はどうなって、細かくその10万円ごとにどんな分布状況になってるかなということを知りたかったんですけど、どうもそういう整理の仕方はしてないようなので、もし、できましたらそういう整理の仕方をして、何かの機会にお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） ただいまのご質問でございますけれども、1点目につきましては、いわゆる低所得者の方の負担増になるんでないかというお話もございました。確かにそうでございますけども、今回改正につきましては、いわゆる応能・応益割合の平準化を図るということから最低限45%をなんとかクリアできる数字に持っていきたいということで、今回改正をさせていただいたものでございますので、若干確かに所得の少ない方にもご負担をしていただくことになろうかと思っておりますけども、7割、5割、2割の軽減を受けられるということから考えますと、6割、4割の軽減から見ますと、若干それでも負担若干の負担増になりますけども、ご理解をいただける範囲なのかなというふうに考えているところでございます。

それから2点目のご質問につきまして、大変申し訳ございませんけども、今ご指摘の資料が手元にごさいませんし、作ってございませんので、何らかの機会をお示しできるようにしたいというふうに考えてございます。

議長（柴田喜八君） はい。ほかにございせんか。

（質疑なし）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございせんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

本案を提案のとおり決定することにご異議ございせんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

議長（柴田喜八君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成17年第2回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時28分

以上、平成17年第2回臨時町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員